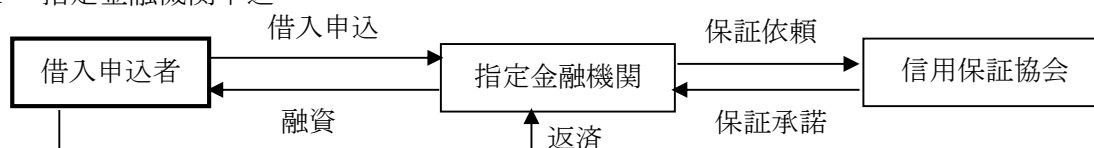


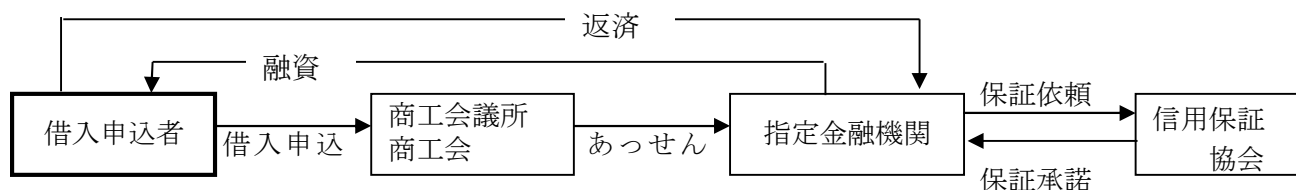
資金名	短期運転資金
融資対象	県内に事業所を有し、現に事業を営む者で、次のいずれかに該当するもの 1 中小企業者 2 共同事業を行う組合 3 中小企業者である組合員に転貸する組合
資金使途	運転資金（借換資金も含む）
融資限度額	3,000万円以内 （組合転貸の場合は、1組合員あたり3,000万円以内）
融資利率	1.40%
保証料率	0.25%～1.67%
融資期間	1年以内
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。
受付機関	商工会議所・商工会、中央会（組合関係）、指定金融機関
必要書類	1 信用保証委託申込書（信用保証委託契約書一式） 2 納税証明書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 5 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し 6 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 7 個人情報の提供に関する同意書 8 決算書、納税申告書等の写し 9 その他必要と認める書類 〔NPO法人の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類〕 事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、 年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込



※ 組合関係

